

第421回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年7月27日（月） 午後1時30分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	井 川 志 郎 委 員
	井 出 泰 成 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	富 田 博 之 委 員
	長 川 順 一 委 員
	藤 井 昭 子 委 員
	藤 田 英 二 委 員
	山 本 章 宏 委 員

使用者代表委員	奥 田 宏 委 員
	国 重 敦 生 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員
	西 田 隆 男 委 員

事 務 局

労働局長	村 井 完 也
労働基準部長	木 下 麻 子
賃 金 室 長	藤 村 恵
賃金指導官	犬 山 重 明
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

- (1) 令和2年度地域別最低賃金改定の目安について
- (2) 山口県最低賃金の改定決定に係る関係労使の意見について
- (3) 特定最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)
- (4) その他

○会長

ただいまから第421回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数と傍聴者数について報告してください。

○賃金指導官

本日は、公益代表委員の田中委員がご欠席です。

従いまして、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開としており、傍聴の希望者が9人であることをご報告いたします。

○会長

傍聴の方にはお願いです。お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いいたします。

本日の署名委員は、労働者側を代表して長川委員、使用者側を代表して国重委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、労働局長からご挨拶がございます。

○労働局長

第421回山口地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日、大変お忙しい中、またお暑い中を、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、先週22日に中央最低賃金審議会において答申がありました「令和2年度地域別最低賃金額改正の目安」について、事務局から伝達をさせていただきます。

今年度の目安につきましては、ご案内のとおり「その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」ものであります。今後の地方最低賃金審議会における審議に資するために提示されました「目安に関する公益委員見解」の中で、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った」とされ、また、「目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に当たり、公益委員の見解を十分参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」との見解が示されたところであります。

今後の審議に当たりましては、この中央最低賃金審議会の「公益委員見解」を踏まえ、山口県における地域の実情を考慮した最低賃金額を答申していただきますようよろしくご意見を申し上げます。

また、併せて、本日は4業種の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問させていただきます。

これらの審議につきましても、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは議事に移ります。

議題1の令和2年度地域別最低賃金改定の目安についてです。

7月22日に中央最低賃金審議会から令和2年度地域別最低賃金額改定の目安が示されておりますので、事務局から目安の伝達とともに資料説明をお願いします。

○賃金室長

それでは私の方から令和2年度地域別最低賃金額の目安について説明させていただきますと思います。

資料No.1をご覧くださいいただければと思います。

この目安につきましては、令和2年7月22日に中央最低賃金審議会におきまして、目安が答申されたところでございます。

それでは答申文を読みます。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解別紙1及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告別紙2を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次が公益委員の見解でございます。

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の

経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ①感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるといふ経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ②他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影

響が予断を許さない状況であること

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成 29 年全員協議会報告の 3(2) 及び 4(3) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

以上読み上げました上記 2 の (1)、(2) と (4) の中で、平成 29 年全員協議会報告 3(2) と 4(3) の記載がされておりますけれども、同記載につきましては「最低賃金決定要覧」の 178 頁～181 頁の中に記載がされておりますので、詳細につきましては委員の皆様方にお読みいただくことに代えさせていただきます、省略をさせていただきますが、こちらの決定要覧の中にその記載がされております。

また、公益委員見解の中にあります上記 2 の (1) の④の中で述べられております賃金改定状況調査結果第 4 表の賃上げ上昇率と言いますのは、こちらの資料、資料No.2 をご覧になっていただきます。

この統計は、厚生労働省の本省が実施した調査でございます、1 枚目の 2 の調査産業にもございますように製造業からサービス業の 7 業種を対象に 15,641 の事業所に対して調査をお願いしたものでございます。回収率は 30.7%でした。

これの第 4 表と言いますのは、3 枚目ですけれども、第 4 表の①としまして男・女別の統計、第 4 表の②としまして一般・パート別の統計がございます。6 月時点における 1 時間当たりの賃金上昇率を示したものでございます。

詳細につきましては、委員の皆様方にお読みいただくことに代えさせていただきます、省略をさせていただきます。こちらの資料 2 の方をご覧になっていただければと思います。

それから次に、公益委員見解の中にございました 2 の (2) の生活保護費水準と最低賃金との比較についてはこちらの資料No.3の生活保護費水準と最低賃金をご覧になっていただければと思います。

この資料は、目安小委員会で示されたものでございまして、1 枚目は平成30年度の各都道府県における生活保護水準と最低賃金のデータの比較、そして 2 枚目は平成30年度の生活保護水準のデータと令和元年度の最低賃金額との比較のグラフとなっております。

このグラフから分かりますように、山口県を含む全都道府県におきまして生活保護水準と最低賃金との比較で乖離が生じていないことが確認がされます。なお、山口県の具体的な

計算方法とその結果につきましては、また後ほど第 1 回の山口県最低賃金専門部会の中で事務局から説明させていただきたいと思ます。

それではまた先ほどの答申に戻らせていただきまして、小委員会報告の方をご覧になっていただければと思ます。まず最初に労働者側の見解について申し上げたいと思ます。

労働者側の見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べられた。

地域間格差は、地方から隣県や都市への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

次に使用者側見解でございます。

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことの無い危機的

な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

以上でございます。

○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

それでは、ただいまの事務局から説明のあった令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安を踏まえて労使委員の基本的な主張について、この場で述べていただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○藤田委員

では、労働者側から発言させていただきます。

まず、本年6月に開催されました「全世代型社会保障検討会議」において、最低賃金が議論された、このことにつきまして、まさにその最低賃金というものがいかに大事な政策であって、そして全世代の活躍に大きく関わる事柄なのかということを表しているだろうというふうに受け止めております。それだけに今回の中央の審議会において引上げ額の目安が示されなかったこの本年度というのは、この本会議の役割の責任と重さというのを非常に痛感しているところであります。

先ほど見解の方でもありましたが、労側としては、この最低賃金の引上げの流れというものを止めるべきではない、ということをもまずは冒頭述べておきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活不安、それから雇用不安を抱える、そういう中で国民が一丸となって、このコロナ禍に立ち向かっていく、そのためには社会安定に繋がるセーフティネットを促進させていく必要があるというふうに思っております。

最低賃金の改定というのはまさにそういうメッセージだろうというふうに思っております。経済を再生していく過程におきましては、社会全体での雇用の維持と創出と同時に労働条件を上げていく、このことで生活レベルを維持し、そして消費を喚起していく、このことが不可欠であり、それがここ数年にわたって政労使の認識を一致させてデフレ脱却を図ってきた、この考え方を堅持することに他ならないだろうというふうに思っております。それだけにこのコロナ禍の中で、この流れを止めてしまうということはあってはならないのではないかなというふうに思っております。

全国加重平均では901円ということではありますけれども、この山口県はどうかというと、最低賃金の水準は829円でございます。必ずしも高い水準にはない。この山口はまだまだ加重平均にも到達していないという状況については、まず認識をしておかないといけないと思っております。仮に現行水準で2,000時間働いたとしても年間で165万をちょっと超える程度だということでありまして、いわゆるワーキングプアといわれる200万円にも全く到達しないような水準であるということでございます。

今回の中賃における目安審議において公益見解として、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を行うことを希望するというふうにございました。ここ山口県におきましては、昨年の公益見解としてもありまして、引き続き総合指数との整合性や地域間格差の是正の方向を考慮すると示されておりまして、まさにこの地域間格差についても重要課題であるということは、公労使共通の認識にあるというふうに考えてございます。

現在、先ほども言った全国加重平均901円に対し、72円も差をあけられているこの山口県の実態を踏まえて地域間格差という問題、公労使で共通の認識に立っている問題をどう

捉まえて今年の審議会に臨むのかということではないかなということだと思ってございます。本年についても金額引上げに向けて、しっかりと公労使議論していきたいなということでございます。

最後に発効日について認識の共有化を図っておきたいと思っております。最低賃金近傍で働いている人の実生活は今も苦しい状況にある。とりわけこのコロナ禍のこともあって非常に厳しい状況にあるというふうに思っております。勿論、発効日ありきではございませんけれども、この審議会、専門部会の議論を通じて、できる限り早い段階で発効できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。以上で基本主張を終わります。

○会長

次に使用者側の意見です。

○西田委員

それでは、使用者側の基本的な主張を申し上げます。

皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大によって日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しております。本県も同様であります。緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、幅広い業種や地域の事業主に多大な影響を及ぼしました。宣言後の解除もその爪痕が大きく残っており、未だコロナ以前の状況には戻っていないどころか、最近の若者を中心とした都市部の感染者の増加により山口県も同様ですが、第二波の蔓延が叫ばれているなど、今後益々影響が懸念され、特に経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けております。

県内の日銀下関支店が7月1日に発表した6月の金融経済情勢によると、「県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により弱い動きが続いている。6月短観における企業の業況感は、大幅に悪化した」とされております。

また山口財務事務所が4月に発表した山口県内の経済情勢では、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされており、厳しい状況にある」とされております。

更に最低賃金の影響を多く受ける中小・零細企業の状況ですけれども、県内の3つの信用金庫が4月に発表した「しんきん景況レポート」によりますと、山口県内中小企業の令和2年1月から3月期の業況判断D I は前回10月～12月のマイナス17.2%から9.3ポイント悪化してマイナス26.5となっております。

企業経営者からみた県内景気は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、観光客の大幅な減少、外出の自粛要請などにより、サービス業を中心に、多くの業種で悪化しております。令和2年4月から6月期については、感染拡大の長期化を懸念して、マイナス39.1と大幅に悪化する見込みとされております。

また7月10日に山口県商工会議所連合会が発表した中小企業景況調査結果によると、令和2年4月から6月期の実績は景況感はマイナス60.4ポイントと前期よりまた32.1ポイント

悪化しております。

更に山口県中小企業団体中央会が7月に発表した令和2年5月期の月次景況調査結果を見ても、D I 値が全ての業種において、マイナス30以上もしくはマイナス50以上を示しております。

以上により、中小企業経営が悪化の一途を辿っていると考えております。

次に山口県の雇用情勢ですが、山口労働局が6月30日発表した令和2年5月の雇用情勢は有効求人倍率が1.23倍となり、7か月連続で低下するなど新型コロナウイルス感染症の影響が顕著になっております。

今回、中央最低賃金審議会においては、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との公益委員見解と目安小委員会の報告を中央審議会に提示するという答申がなされました。これは100年に一度と言われたリーマンショック後の審議において示された現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないという答申よりも強く現行水準を維持したものと考えております。まさに経済雇用情勢はリーマンショックよりも酷い状況と考えております。

このようなことを背景といたしまして、今回の具体的な金額審議の視点ですけれども、中央最低賃金審議会の答申による現行水準の維持を基本として審議することが必要であると考えております。最低賃金は法的強制力も持っており、引上げられる場合には各企業の状況に関係なく、人件費を増大させることとなります。今年度、最低賃金を引上げる事態となれば、事業継続と雇用維持のため雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込み、結果的に雇用の維持ができなくなるとの懸念を強く持っております。

最低賃金法9条には、「最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮して定めなければならない」と明記されております。近年の最低賃金は政府の引上げ方針という時々事情への配意を強く求められ、3%を超える大幅な引上げが実施されました。特に山口県でも昨年は目安プラス1円の最低賃金となりました。その結果、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した引上げが続いていくことによって、本年の影響率は過去最高の16.6%にも達しております。

最低賃金の決定については、最低賃金法で定めた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮する必要があります。本来、三要素を総合的に表していると考えられる賃金改定状況実態調査の第4表を重視した審議を我々使用者側はこれまで主張してきました。

しかし、雇用維持が最大の課題というまさに緊急事態である今年度については、三要素のうち、通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議すべきであります。その観点から新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響を十分に踏まえまして、真摯に議論させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○会長

ただいま労働者側・使用者側双方から主張していただきました。具体的な金額審議にきましては、ただいまの労使双方から主張されたことを踏まえ、今後開催します専門部会で行うこととします。

次の議題に移ります。

議題2「山口県最低賃金改正決定についての労使関係の意見について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

令和2年6月30日付で、山口県最低賃金改正結果に係る関係労使の意見聴取の公示を行いましたところ、10団体から意見が提出されました。そのほかにも、既に各委員の皆様にはお配りしておりますが、本年6月11日には、全労総中国ブロック協議会と山口県労働組合総連合の連名で、「コロナウイルスの緊急事態だからこそ、最低賃金引き上げと全国一律最低賃金の確立を求める要請書」を、そして、今年7月11日には、山口県弁護士会会長から、「最低賃金の引き上げ等を求める会長声明」を頂いております。また、本年7月15日には、山口県労働組合総連合から、2,861筆の山口地方最低賃金を時給1,500円以上引き上げ、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書が提出されましたので、御報告をいたします。

各団体から頂きました意見書につきましては、事前に委員の皆様方にお配りしているところでございます。したがって、事務局からの意見の細かい部分についての説明は省略をさせていただきます。提出されました団体名を申し上げます。

まず、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合様、次に、山口県労働組合総連合様、次に、山口県労働組合総連合非正規部会、次に、山口地域労働組合総連合、次に、山口県自治体労働組合連合、次に、山口県高等学校教員組合様、次に、コープやまぐち労働組合様、次に、生協関連一般労働組合中四国様、次に、山口県教職員組合様、次に、山口県医療労働組合連合会様。

以上のとおり、10団体から意見書が提出され、このうち3団体の3名の方が意見の陳述を希望されておられます。

意見陳述につきましては、前回の第420回の審議会の中で実施することと議決がされたので、実施要領に基づきまして、山口県労働組合総連合の石田様、それから、山口地域労働組合総連合ユニオンやまぐちの小泉様、次に、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合の平田様の3名に陳述していただくこととなりました。

以上です。

○会長

それでは、意見陳述をお願いします。事務局は準備をお願いします。

○参考人

山口県労連の石田です。こういう場を提供していただきまして、ありがとうございます。山口地方最低賃金改定について、意見陳述します。

意見の趣旨、内容につきましては意見書に記載しています。時間の限りもありますので、3点に絞って陳述します。

第1は、最低賃金、時給1,500円以上を目指し、直ちに1,000円以上にするについてです。

私たちは、毎年2月の1か月間、青年が参加して、最低賃金生活体験を行っています。今年も時給829円、月額14万5,904円から、税や社会保険料を差し引いた月額11万9,317円で生活チャレンジしました。公募となった32名の平均支出額は、月額19万2,400円で、最低賃金月額との差額は4万6,496円、時給に換算すると264円のオーバーでした。最低でも時給1,093円が必要ということになります。

体験者からは、貯金できません、食費や交際費を削っても難しい、服を買わない、病院には行かない、遊びや趣味には使わないと決めたが、それでも生活できなかったなどの声が寄せられました。

明らかになったのは、時給829円ではまともに暮らしていくことができないばかりか、時給1,093円でさえ、将来展望も持てず、その日暮らしもかつかつという、あまりにもひど過ぎる最低賃金の実態です。

さて、県労連は昨年5月には、山口で普通に暮らしていくためにはどのくらいの費用が必要かについて試算する最低生計費試算調査25歳単身を発表しています。最低生計費調査は、暮らしていくために、最低限必要な物を速やかに市場価格を用いて、普通に暮らしていくための生計費を算出するものです。月額24万1,740円が必要の結果となり、山口で月に173.8時間働くと仮定した場合の時間給は1,391円になりました。月150時間で換算すれば、時給1,612円です。

賃金は、第一に生計費が重視されなければなりません。私たちが切実な要求として掲げる最低賃金時給1,500円以上、直ちに1,000円以上の要求の根拠は、この2つの調査にあります。

第2は、最低賃金引き上げの実現のための中小企業への実効ある支援策を国に求めているということです。中小企業にとって最低賃金の引き上げは厳しいという状況もあります。新型コロナウイルス感染拡大の中、最低賃金引き上げは凍結、賃金よりも雇用維持という声もあります。一方で、非正規労働者をはじめ、多くの低賃金労働者の生活、命と健康が脅かされているのも事実です。

最低賃金近傍で働く労働者にとって、6割の休業手当では暮らしていくことはできません。コロナ禍で明らかになったのは、日本社会の脆弱性である非正規労働者の拡大、低賃金の蔓延による格差と貧困が進行してきたところに、コロナが追い打ちをかけたというのが実態ではないでしょうか。コロナ禍だからこそ、最低賃金制度を、最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げる中で、8時間働けば、誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会に変えていくことが求められています。

こうした賃金底上げこそ、内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。そのため、国による最低賃金引き上げに伴う中小企業への直接支援や最低賃金引き上げに伴う社会保障費への補助などの積極的な施策をとることが求められています。

労使ともに国に対して意見を上げていくことが必要ではないでしょうか。

最低賃金引き上げが貧困と格差の解消、内需拡大と雇用に地域経済活性化の課題とともに、ジェンダー平等からも求められている課題ということも指摘します。

あ のとき、最低賃金が1,500円だったら離婚できていたかもしれないとのある女性組合員の発言がありました。ここには夫の家庭内暴力に苦しみながら、低賃金であるがゆえに我慢を重ねてきたという背景が読み取れます。日本の最低賃金が低いのは、女性の賃金を家計補助と位置づける考え方が根強く残っているからではないかと思ひます。誰もが自立できる最低賃金1,500円はジェンダー平等の課題です。

最後に、地域間格差の是正、全国一律最低賃金制度を創設するための働きかけについてです。東京を中心とする首都圏や大都市部への人口流出がとまりません。山口県は、広島、福岡という都市に挟まれた条件の下、これら他県への人口流出もあり、地域経済に深刻な影響を与えています。中央最低賃金審議会がAからDランクに位置づけて発表する目安答申の格差を維持していたのでは、地域格差はなくなるどころか、拡大する一方です。

地域間格差を容認する根拠として、生計費が上げられ、最低賃金の地域間格差も、最大2割以上となっています。

しかし、今日お渡ししている資料²で示しているとおひ、私たち上部団体の全労連の最低生計費再調査の結果からは、25歳単身で全国どの地域でも、時間額約1,500円は必要であるという結果が出ており、地域間格差は1万円以内にほぼ迫っています。実質的な生計費は、都市も地方も変わるものではありません。

ぜひ全国一律最低賃金制度の創設の意見とともに、国は今年度目安額を示しませんでしたが、山口県最低賃金の大幅引き上げという形で、地域間格差の是正に向けて、確実な一歩を踏み出していただきたい。そのことを強く要請して、私の意見陳述とします。

以上です。

○会長

ただいまの意見陳述について質問ございますでしょうか。

(意見・質問等なし)

○会長

なければ、どうもありがとうございました。

それでは、お願いします。

○参考人

私は、山口地域労働組合総連合山口地域労連に加盟しているユニオンやまぐちの組合員小泉康一です。山口県最低賃金の改定に当たって意見陳述いたします。

私は、セブンイレブン系列の弁当を製造して卸しております。食品製造業株式会社菜の花に時間社員として勤務しています。時間社員は、分かりやすくいうとパート社員のな従業員と考えてもらったらよいと思ひます。私は、契約期間の定めのないフルタイム週40時間登録で働いています。菜の花での勤務はちょうど5年6か月となります。菜の花には、時間社員が150名程度働いています。そのほか派遣社員、外国人実習生など相当数の人数で同じように働いています。正社員

は3, 4名でありました。

私の現在の時間給は、他の時間社員と同様に、昨年の10月から山口県の最低賃金を1円上回る830円です。会社内には労働組合もないために、時間社員の時給は、最低賃金がベースとなって決定され、頑張った人と、そうでない人も、一律に会社が決定した金額を押しつけられ、それに拘束されているというのが現実です。

私の給与は、時間外手当は、労働基準法規定どおりに支払われていましたので、4月の総支給額は約19万円、手取りが14万円程度でした。しかし、コロナ禍の影響で、5月は総支給16万2,000円で手取りが11万5,000円、6月は、総支給額17万円の手取り12万1,000円に減少し、本当に明日の御飯もどうやって食べていくのか苦慮の日々の連続となっている。

また、ここから固定費の家賃3万1,000円を支払うと、残りは約9万円となり、さらに、ここから水道、光熱費の月平均額1万4,000円と、携帯電話及びインターネットを含む通信関連費、月平均額1万3,500円を差し引くと6万2,500円となります。また、さらにここから医療保険、損害保険、普通傷害保険、火災保険料に医療費の自己負担額の合計約1万2,500円を差し引くと、残りの金額は約5万円程度となり、ここから米代1か月12キロを含む食費1日1,000円で、1か月30日の3万円を差し引くと、残りの金額はわずか2万円になります。

私には、年老いた母親がおり、心ばかりの仕送りや置き薬代、また、健康維持のために最低限必要な青汁、そういったサプリメントを加えて、下着、靴下、歯磨き、タオル、トイレットペーパーといった消耗品を購入すると、とても預貯金をする余裕などはないことは、御理解いただけたと思います。当然、自己研鑽のための書籍購入はできません。雑誌類も買いません。外食もアルコール類も一切買うことができません。3,000円程度の飲み会も全てこのような懐具合などでお断りせざるを得せん。

このような日々の生活の実態を使用者はどのように考えているのか、不信感を募らせます。時給830円で働き続けなさいと。会社の下支えのための我慢と言わんばかりの時給を押しつけられている労働者の痛み、苦しみ、人間性を否定されたような悔しさなどは全く分かっていないのではないのでしょうか。

仮に時給が1,000円になったとしても、1日8時間、1か月22日の労働だとしても17万6,000円で、ここから税金や社会保険料等を差し引いた可処分所得は12万8,000円、約ですけども、今現在、この金額で、果たして憲法が掲げる健康で文化的な最低限度の生活が営めるのでしょうか。私の生活実感では、とても人間らしい生活は営まれないと断言できます。

山口県の829円の時間額は、主たる生計者、とりわけ単独生活者には耐えられない金額であることをぜひ分かってほしいと思います。

最低賃金審議会委員の皆さんには、時間額829円、低額賃金で働かされている単独生活者や主たる生計者の人間としての誇り、プライドを失うことのないよう、真摯な協議によって、山口県の最低賃金額を決めてもらいたいと思います。

私たちのように、最低賃金に近い金額で、日々汗だくになって働く労働者は、山口県内にも相当数いるのではないかと思います。貧困と格差をなくすことで、全ての人が安心して暮らしている地域社会を模索してほしいことを訴えまして、私の意見陳述とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○会長

ただいまの意見陳述について、御質問ございますでしょうか。

(意見・質問等なし)

○会長

それでは、小泉さん、どうもありがとうございました。
お願いします。

○参考人

山口連帯労働組合の平田と申します。本日は、最低賃金審議会で陳述させていただいてありがとうございます。

まず、コロナ禍の影響を受けて、公益委員の地方審議会の地域間格差を念頭に議論するようという意見つきながら、中央最低賃金審議会が、現行水準維持が適当と答申したことに反論します。

確かに、企業の業績には影響はあるでしょう。しかし、それは、政府の十分な補償なき自粛という方針によるところが大きいと思います。東京都知事選挙に立候補した山本太郎氏の主張のように、コロナ禍を災害指定するなどして、自粛により被害を受けた中小・零細企業に徹底した補償をすべきでした。なぜなら、多くの中小や零細企業を倒産させたら、生活へどうしても必要な物やサービスを提供する設備がまだ十分に使えるにもかかわらず大量に捨てられることとなり、その経済的損失は計り知れないからです。今からでも急いで補償すれば、今までどおりで問題ないと考えます。

さて、山口連帯労働組合は、最低賃金をまず1,300円増額し、2年かけて1,500円とすることを提案しております。ただし、そのまま実行すると、確かに地方の中小・零細企業は倒産してしまうと思われるので、中小・零細企業支援策について視点を述べたいと思います。

まず考えられるのがベースシックインカムです。例えば、所得税の基礎控除と同額の年間38万円をベースシックインカムとして捉えたら、28時間、週40時間当たりの労働者の時給換算で183円分になります。必要最低賃金水準が1,500円として、企業負担分は1,317円に軽減されます。

今の政府は、GDPの増大しか関心がないようですが、人間社会はお金を稼ぐ仕事だけでは絶対回っていきません。家事、育児、家族介護、家族看護、町内会等々の地域活動、各種ボランティアです。いろいろあります。政府は、これらの無償労働の価値を認める上でも、ベースシックインカムでお金を配るべきだと思います。また、障害があるといろいろな事情で働けない人も、消費なくして成長なしなのですから、ベースシックインカムで消費をすることにより、GDPの増大に貢献できると思います。

一方で、社会を維持するために必要な無償労働の時間を、大企業ほど、単身赴任や長距離通勤、長時間労働等で、家庭や地域社会に押しつけて利益を増大させています。日本の現状は、大企業が社会に寄生して、社会を食いつくそうとしているように見えます。ここを改善しないと、少子

高齢化を止めることなど考えられません。

次に、東京と山口の最低賃金の格差についてであります。

お配りした表です。今の最低賃金の金額の決定の仕組みができた1977年の最低賃金は、お配りした資料の一番上にあるとおり、東京345円、山口276円、差が69円です。山口は東京の80%の金額しかありませんでした。しかし、年々その差は縮まり、1990年には東京543円に対して山口は494円、差が49円になり、東京都の91%の金額まで改善しました。それが2007年以降急激に悪化し、2019年、一番下では、東京1,013円に対して、山口829円で、184円の差、東京の81.8%になりました。

最低賃金のA、B、C、Dランク制という仕組みからして、この格差拡大の大部分は、東京と山口の経済成長の差と考えられます。しかし、どう考えても、現在の最低賃金の東京山口間の格差、184円が、山口県の経営者の努力不足ということはありません。ランク制を廃止して、全国一律制の下で最低賃金の大幅引き上げがなされた場合、少なくとも東京での格差分は、政府が中小・零細企業を補償すべきであり、経営者の皆さんも、当然のこととして政府に要求すべきと考えます。ここで格差分の184円とベースシックインカム183円分を合わせると367円となり、必要最低賃金1,500円に対して、企業負担は1,183円になります。

また、消費税廃止は、中小・零細企業支援策として最も効果があると思われれます。消費税は、形式上は、消費者が負担しているように見えますが、経営側委員が最も御存じのように、実態は価格競争力が強い企業でないと、消費税は消費者に転嫁できないなど、弱い企業はたとえ赤字であっても課税される。売上に対する外形標準課税もどきになっています。これは廃止すれば、中小・零細企業の賃金支払い能力は大きくなるはずで。

さらにいえば、健康保険料、年金掛け金は、年金の給付額を調整する必要がありますが、企業負担をなくして、全て国庫負担でよいと思います。現状は、社会保険料率の上昇で、賃金の上昇以上に社会保険料が上昇して、中小・零細企業を苦しめており、結果として、社会保険未加入が後を絶たない現状があります。社会保険料を全額国庫負担とすれば、このような矛盾も解消されます。

以上のような支援策を実行すれば、実質的な最低賃金1,500円は可能と考えます。しかし、このようなことをいうと、必ず出てくるのが財源はどうするんだという話です。具体的には、新聞なんかよく報道されます。国の負債を家計に例えて、国民1人当たり借金800万円、4人家族なら3,200万円、将来の世代に負担を押しつけるということです。本当でしょうか。確かに4人家族の家庭で、銀行に3,200万円借金があり、実務資産がゼロなら完全な破綻状態です。

ですが、正しくは国の負債ではなく政府の負債です。国債は実質的に国民が保有し、政府は資産もありますから、それを踏まえたたとえであります。こうになります。4人家族は合計3,200万円貯金を持っている。ただし、5人目の家族である、政府が家族の貯金を担保に銀行から3,200万円を借金をして、かなりの額を家族のために使ってしまったが、そのうちの一部で家、土地を買い、自動車や家財道具を買って、家族5人で現在暮らしている。そうすると、貯金と借金は同額ですから、この家計のバランスシートは実務資産黒字です。つまり、実務資産分黒字です。つまり、政府やマスコミの説明は、間違っているということです。

国と政府のところ、本腰で説明します。だから、政府の大赤字の国債の市場金利は下がり続け

ます。加えて、国債を発行すれば、流通するお金は増えるのに、紙幣の量は変わりませんから、必然的に国民の貯金が増え、本日説明した支援策程度の財源は国債発行の余裕です。国債を大量発行すると円が暴落すると警告されることがあります。下がる可能性は十分ありますね。しかし、日本は貿易黒字ですし、過去の貿易黒字は300兆円以上、これをドル建てでため込んでいますから、仮に円が暴落しても、原油、天然ガスの必要な物資はドルで海外では買えますし、円が暴落すれば輸出は有利になる、貿易黒字はさらに増えます。大体、今までも日本銀行が株を買支えることで、つくったお金を大量に配って金持ちを助けています。であれば、頑張っただけで社会を支えて働いているのに、お金に困っている労働者に最低限のお金が流れるようにすることは、政府として当然の責任です。アベノミクスは公共事業に投資し、お金を実体経済は流しましたが、結局は、各種負担増や消費増税、実体経済がお金を回収し、金融経済のみお金をばらまくというものですから、実体経済はよくなるわけがないです。

以上のことを踏まえて、専門部会におかれましては、実際の引き上げ額の議論も大事ですが、労働者の必要額、経営者の支払い能力について、それぞれの事情を見合っ、真摯な討論の過程が議事要旨にきちんと残るようにお願いして、私の陳述を終わります。ありがとうございました。なお、財源の問題については、時間の関係ではしりましたので、御質問頂ければ幸いです。ありがとうございます。

○会長

ただいまの意見陳述について、何か御質問ございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

なければ、平田さん、どうもありがとうございました。

先ほど説明がありました意見書に、審議会の公開について、最低賃金の実質的な審議が行われる専門部会の公開は絶対に必要である。審議会全ての会合・審議の場を完全に公開することの御意見がありました。

昨年の審議会については、今後の審議会、専門部会において率直な意見の交換が損なわれる場合については非公開とするとの採択を行っています。

また、従来から、金額審議を行う本審と専門部会については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから非公開としておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。

使用者側どうでしょう。

○奥田委員

今、会長さんがおっしゃったように、やっぱり、特に今年なんかは、中央審議会で目安を示していないという、非常に地方審議会のほうに責任を押しつけられるような格好になっておりますし、労使ともに率直な意見交換をしたいというふうに思っておりますので、やっぱり公開にしますと、その辺がちょっと損なわれますおそれがありますので、例年どおり非公開でお願いしたい

というふうに思います。

○会長

労働者側はいかがでしょうか。

○藤井委員

審議会の公開は従来どおりでいいかと思います。審議の経過については、できるだけ県民に内容を公開することが必要であるとは思いますが。

以上です。

○会長

それでは、本審、専門部会の公開については、金額審議を行う場合は、率直な意見交換が損なわれるおそれのあることから非公開とします。

事務局においては、審議経過について、できるだけ丁寧な概要の公開をお願いいたします。

○賃金室長

かしこまりました。

○会長

次に、議題3「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」に移ります。

令和2年度特定最低賃金の改正につきましては、6月30日付で労働者側から山口労働局長宛て、輸送用機械器具製造業のほか3業種について、それぞれ申し出がなされております。

本日は、この4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性について、山口労働局長からの諮問があります。

事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金指導官

山口労発基0727第1号、令和2年7月27日、山口地方最低賃金審議会会長井出泰成殿、山口労働局長村井完也。特定最低賃金の改定決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改定決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、議会の意見を求める。

記。

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金。
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金。
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金。

○会長

ただいまの諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

ただいま、4業種に係る特定最低賃金の改定決定の必要性の有無につきまして、山口労働局長のほうから諮問が行われましたので、諮問に係る資料につきまして説明させていただきます。

資料No.5を御覧いただければと思います。

説明の前に訂正のお知らせがございます。事務局のミスで、担当者の名前を誤って記載をしておりました。まず、こちらにございます電機連合山口地域連絡協議会でございますけれども、富田博之様と入れておりますけれども、西田忠生様の誤りでございます。誠に申し訳ございません。別紙のほうにお前が載っております。それから、もう一つ、UAゼンセン山口県支部の支部長加藤仁様としておりますけれども、山本章宏様の誤りでございます。訂正しておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。申し訳ございません。

こちらの一覧表に取りまとめていきますように、全て労働協約のケースとなっております。本件申出書の審査結果につきましては、1枚目の特定最低賃金の申出書形式審査一覧表を添付しておりますので、委員の皆様には御確認をお願いしたいと思います。全て4業種とも要件を満たしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長

例年ですと、ただいまから、必要性の有無につきまして、労働者側、使用者側からそれぞれ意見をお願いした後に、引き続き、私から山口労働局長へ答申をしておりましたが、本年度も同様の流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは、必要性の有無につきまして、労働者側、使用者側、それぞれに意見をお願いします。まず、労働者側からお願いします。

○長川委員

意見でございますが、地方最低賃金審議会における必要性の審議、公労使の全会一致が原則であります。特定最低賃金におきましては、当該産業労使のイニシアティブに基づく審議でございます。そのことを踏まえた上で、今回、4業種からの申請がいずれも労働協約ケースによるものであること、加えて、基幹的労働者のおおむね3分の1の合意に基づく申し出があることから、金額決定は当該産業労使による専門部会に決めるべきと考えております。まずは、本審における必要性ありの判断について、公益使側の御理解をお願いいたします。

以上です。

○会長

使用者側お願いします。

○西田委員

事務局からも説明ありましたように、いずれも要件を満たしておりますので、特定最低賃金について、審議の必要性ありと考えております。

○会長

公益代表。

○奥田委員

ちょっと追加的になりますけど、労働協約型ということで、形式的要件は満たしておるわけですが、必要性を答申することが、今後もそれぞれの専門の部会の審議を拘束しないというお約束というか、そういった確認をしておきたいんですが、事務局いかがでございましょうか。

○賃金室長

すみません。もう一度おっしゃってください。

○奥田委員

今回、必要性を答申するということは、要は今後それぞれの部会で審議をするわけですが、それについて、必要性を答申したら必ず引上げなくちゃいけないとか、そういうふうな拘束はしないということをちょっと担保していただければと思います。

○賃金室長

あくまでも、産業別最低賃金は、労使のイニシアティブに基づくものでございます。必ず審議にするからということで、必ず全て引上げるということではございません。あくまでも審議の結果、どうなったかということでございますので、必ず引上げるというのが前提とか、そういったものではございませんので、申し上げておきます。

○奥田委員

分かりました。

○賃金室長

労使の合意形成が得られますように、どうぞよろしく願いをいたします。

○会長

公益代表委員の必要性ありということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

公益代表委員の必要性ありということでよろしいでしょうか。それでは、諮問された4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、全会一致で必要性ありとの結論に達しました。

よって、4業種の特定最低賃金は、改正決定の必要性ありということで、本審議会として答申することにいたします。

それでは、事務局で答申文案をお願いします。

【答申文案を会長に手交】

○会長

事務局は答申文案を読み上げてください。

○賃金指導官

令和2年7月27日、山口労働局長村井完也殿、山口地方最低賃金審議会会長井出奏成。特定最低賃金の改正決定の必要の有無について（答申）。

当審議会は、令和2年7月27日付、山口労発基0727第1号をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職からの諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について、改正決定をすることを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記。

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金。
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金。
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金。

○会長

それでは、答申文の作成のため、しばらくお待ちください。

それでは、局長に答申いたします。

【局長宛て答申】

○会長

続いて、4業種の特定最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。
事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金指導官

山口労発基0727第2号、令和2年7月27日、山口地方最低賃金審議会会長井出奏成殿、山口労働局長村井完也。特定最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記、最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金額精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金。
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金。
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金。

○会長

ただいま、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がありましたので、今後の4業種の調査審議は最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置してこの中で審議することになります。

次に、各専門部会の委員の推進、意見聴取について、事務局から説明があります。

○賃金室長

特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦、それから、関係労使の意見聴取につきましては、明日、7月の28日に公示を行いたいと思います。

特定専門部会委員候補の推薦と、この意見書の提出の締め切りにつきましては、8月の12日水曜日までとさせていただきます。

各専門部会の委員の候補の推薦につきましては、労働者を代表する委員と、使用者を代表する委員、各3名のうち2名につきましては、その産業に直接関係する労働者あるいは使用者を代表する方を推薦していただくこととなりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○会長

次に、議題5「その他」ですが、各委員何かございますでしょうか。

（意見・質問等なし）

○会長

なければ、事務局から何かございますでしょうか。

○賃金室長

事務局から1点ございます。

厚生労働省本省から、このたび、今後は公開をいたしました審議の議事録と資料につきましては、ホームページにも掲載するようにとの指示がございましたので、今後につきましては、当局もホームページのほうに掲載することといたします。公開に限りということでございます。

なお、非公開の審議会・専門部会につきましては、今までどおり、議事要旨を作成いたしますので、閲覧窓口において閲覧ができますので、御承知をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ただいまの事務局の説明に何か御質問ありますでしょうか。

(意見・質問等なし)

○会長

なければ、これをもちまして、第421回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。ありがとうございました。